保護者の皆様

米原市立米原中学校 校長 樋口 保男

非常変災時における非常措置について (お知らせ)

平素は、本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による浸水 害や土砂災害等の頻発化・激甚化が懸念されています。このような中で、災害対策基本 法等の改正が行われ、国や県が発表する防災気象情報ならびに市が発令する水害・土砂 災害に関する避難情報についても、より実効性のある内容に整理されているところです。 これらのことを受けて、非常変災時におきましては、下記の要領で生徒の安全確保を 図りたいと思います。保護者の皆様にもお知りおきいただき、御協力くださいますよう

記

1 臨時休業(休校)になる場合

お願い申し上げます。

<u>午前7時において</u>、滋賀県全域または米原市が含まれる地域に<u>「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」</u>が出された場合、学校は臨時休業(休校)とします。

- 2 臨時休業(休校)や登下校時刻の変更を行う場合
- (1) <u>午前7時以降に</u>「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」 の発表が必至(必ず出ると考えられる)の場合
- (2) <u>午前7時および午前7時以降</u>において、米原市の水害・土砂災害に関する避難情報(以下、「市避難情報」)で警戒レベル4以上の情報が校区内に発令されている場合

なお、上記(1)(2)に該当しない場合においても、浸水害ならびに土砂災害等 の危険状況、避難所の開設状況に応じて、同様の措置をとることがあります。

3 その他の警報

次のような警報が出された場合は、すぐに臨時休業(休校)にはなりませんが、校 長や教育委員会で判断して、臨時休業(休校)や登下校時刻の変更等の措置をとるこ ともあります。

◎大雨警報・大雪警報・洪水警報・大雨洪水警報等の警報が発表された場合。

4 休日の取り扱いについて

休日に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合、部活動や学校行事は全て中止になります。また、市避難情報で警戒レベル3以上の情報が校区内に発令された場合、中止等の措置をとることがあります。

臨時休業(休校)や始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ等の非常措置をとる場合は、防災アプリおよび保護者連絡ツール「tetoru」等により非常連絡を行いますので、 御確認ください。